

年齢は18歳以上ですか？

はい

いいえ

指定難病ですか？ 指定難病とは？

はい

いいえ

身体障害者手帳の交付を受けていますか？

はい

いいえ

あなたが利用できる可能性のある医療費助成制度は

あなたに当てはまりそうな医療費助成制度	障害者手帳	年齢制限	相談先
高額療養費制度 医療機関や薬局の窓口で支払った1ヵ月（月の初めから終わりまで）の医療費が上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。	不要	なし	ご自身が加入している医療保険の窓口
付加給付 ご加入の健康保険による企業や組合独自の助成制度です。	不要	なし	ご自身が加入している健康保険組合の窓口または勤務先会社の担当者
難病医療費助成制度 厚生労働省により難病と指定されている病気の治療に関して、医療費の自己負担を軽減する制度です。短腸症候群の原疾患でもある「クローネ病」「ヒルシュスブルング病（全結腸型または小腸型）」などは、難病に指定されています。	不要	なし	お住まいの都道府県、または厚生労働省（国）が定めた指定都市（または中核市）の窓口
小児慢性特定疾病に対する医療費助成制度 厚生労働省により指定されている小児慢性特定疾病の患児を持つ家庭の医療費の負担を軽減するための制度です。（短腸症は、小児慢性特定疾病に指定されています）	不要	18歳未満 ※ 18歳の誕生日を迎えた後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満も対象となります	お住まいの都道府県、または厚生労働省（国）が定めた指定都市（または中核市）の窓口
重度心身障害者（児）医療費助成制度 身体障害認定を受けた患者に対して医療費助成を含む福祉サービスを受けられる制度です。 ※ 対象となる障害の等級は各自治体によって異なります	必要	なし	
乳幼児・子ども医療費助成制度 子育て世帯の医療費負担を軽減するために市区町村が設けている制度です。 ※ 制度の名称、対象となる条件は各自治体によって異なります	不要	15歳以下 ※ 自治体により異なる場合があります	お住まいの市区町村の窓口
自立支援医療制度（育成医療） 特定の疾患有もつ患児の医療費の負担を軽減するために市区町村が設けている制度です。	不要	18歳未満	
ひとり親家庭への医療費助成制度 ひとり親家庭の医療費負担を軽減するために市区町村が設けている制度です。 ※ 制度の名称、対象となる条件は各自治体によって異なります	不要	18歳未満 ※ 自治体により異なる場合があります	
医療費控除 医療機関や薬局の窓口などで支払った1年間（年の初めから終わりまで）の医療費が一定額を超えた方は、確定申告により所得税の減税を受けることができます。	不要	なし	所轄の税務署